

大田市告示第139号

大田市集落支援員設置要綱（平成26年大田市告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月11日

大田市長 楫野弘和

第3条に次の1項を加える。

- 3 その他必要事項は、労働条件通知書において定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。